

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十三号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し等を行う。

二 内容

(一) 法人事業税

資本金一億円超の法人が対象となる外形標準課税制度について、次の見直しを行う。

ア 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金を一億円以下に減資した場合でも、資本金及び資本剰余金の合計額が十億円を超える場合には、外形標準課税の対象とする。

イ 資本金及び資本剰余金の合計額が五十億円を超える法人の100%子法人等のうち、資本金及び資本剰余金の合計額が二億円を超える法人について、資本金が一億円以下の場合でも、外形標準課税の対象とする。

(二) 軽油引取税

免税軽油制度の対象としている船舶のうち、専らレクリエーションの用に供する自家用船舶（プレジャーボート）を適用対象から除外する。

(三) その他

地方税法等の改正に伴い規定の整備を行う。

三 施行期日

二(一)のイ、二(二)、二(三)の一部 令和七年四月一日

二(一)のイ 令和八年四月一日

二(三)の一部 公布の日、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日、同法の施行の日の属する年の翌年の一月一日